

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年 4 月13日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
（連絡場所）
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 J P Mアジア・成長株・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】 6,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成29年10月13日付で提出した有価証券届出書（平成30年1月25日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

< 訂正前 >

(略)

(二) ファンドの特色

(略)

マザーファンドを通じて、投資対象国の株式の中から、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

投資対象国は、ベンチマークの構成国とします。

< ベンチマークの構成国 >

中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、インド

(平成29年7月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

(略)

(二) ファンドの特色

(略)

マザーファンドを通じて、投資対象国の株式の中から、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

投資対象国は、ベンチマークの構成国とします。

< ベンチマークの構成国 >

中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、インド

(平成30年1月末現在)

(以下略)

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(略)

(八) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円 (平成29年8月末現在)

（略）

大株主の状況（平成29年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成30年2月末現在）

（略）

大株主の状況（平成30年2月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（1）投資方針

<訂正前>

（イ）運用方針

（略）

（ロ）投資態度

（略）

為替ヘッジについて

（略）

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社および為替ヘッジ委託先（以下「委託会社等」といいます。）は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。

（以下略）

<訂正後>

（イ）運用方針

（略）

（ロ）投資態度

（略）

為替ヘッジについて

（略）

<当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社および為替ヘッジ委託先（以下「委託会社等」という場合があります。）は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。

（以下略）

（２）投資対象

<訂正前>

（略）

（参考）マザーファンドの投資対象

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（GIMアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

（以下略）

<訂正後>

（略）

（参考）マザーファンドの投資対象

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（GIMアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

（以下略）

（３）運用体制

<訂正前>

・当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

（略）

EMAPアジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト（46名（内9名委託会社所属））とアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー（14名（内2名委託会社所属））が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。また、EMAPに所属するセクター・アナリスト（18名）から提供される情報も活用します。

（略）

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成29年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（略）

・委託会社による、為替ヘッジ委託先および受託会社に対する管理体制

（略）

また、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

<訂正後>

・当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

（略）

EMAPアジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト（47名（内11名委託会社所属））とアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー（14名（内2名委託会社所属））が運用に携わり、それぞ

れの役割を補完し合っています。また、E M A Pに所属するセクター・アナリスト(18名)から提供される情報も活用します。

(略)

(略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成29年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(略)

・委託会社による、為替ヘッジ委託先および受託会社に対する管理体制

(略)

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

(5) 投資制限

<訂正前>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

同一銘柄の株式等への投資制限

A 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額(信託約款第7条第2項に規定するものをいいます。以下 から まで、およびにおいて同じ。)の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

(参考) マザーファンドの投資制限

(略)

同一銘柄の株式等への投資制限

A 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下 から まで、およびにおいて同じ。)の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

、 (略)

<訂正後>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

同一銘柄の株式等への投資制限

A 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額(信託約款第7条第2項に規定するものをいいます。以下 から まで、 および において同じ。)の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(参考) マザーファンドの投資制限

(略)

同一銘柄の株式等への投資制限

A 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下 から まで、 および において同じ。)の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

、 (略)

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

<訂正前>

(略)

カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

(略)

- ・ 投資対象国における税制に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大2.7675%のその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。(前記税率は全て平成29年8月末現在)その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。

(略)

- ・ 「非課税利得」の帰属について

(略)

ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

(以下略)

<訂正後>

(略)

カントリーリスク

アジア地域における新興国には以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

(略)

- ・ 投資対象国における税制に関する留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大2.7675%のその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。(前記税率は全て平成30年2月末現在)その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。

(略)

- ・ 「非課税利得」の帰属について

(略)

(注)税制は平成30年2月末現在のものであり、税制の変更や新税制の適用がある場合があります。

ストックコネクトを通じた中国のA株投資にかかるリスクおよび留意点

(以下略)

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク(1)リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

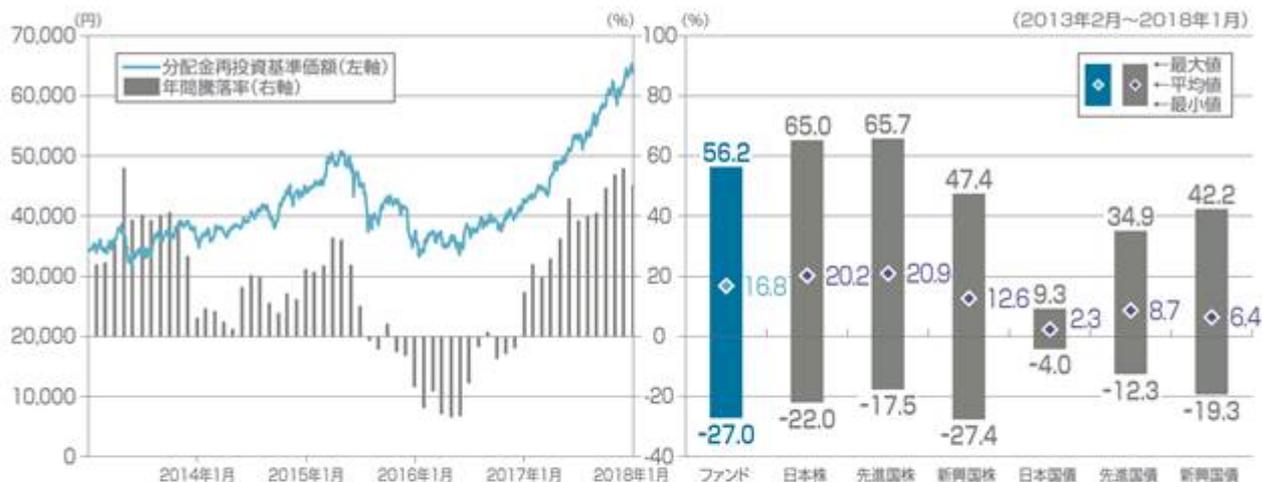
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2013年2月～2018年1月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

委託会社およびJFアセットにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(略)

(平成29年6月末現在)

(以下略)

<訂正後>

委託会社およびJ F アセットにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(略)

(平成29年12月末現在)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(3) 信託報酬等

<訂正前>

(略)

委託会社の受ける報酬には、為替の運用委託先への報酬*(信託財産の純資産総額に対し年率0.0075%)が含まれます。

(以下略)

<訂正後>

(略)

委託会社の受ける報酬には、為替ヘッジ委託先への報酬*(信託財産の純資産総額に対し年率0.0075%)が含まれます。

(以下略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年8月末現在適用されるものです。

(以下略)

<訂正後>

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年2月末現在適用されるものです。

(以下略)

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(平成30年2月9日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8,353,936,501	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,944,267	0.06
合計(純資産総額)		8,348,992,234	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。親投資信託は、全て「GIMアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)」です(以下同じ)。

(参考) GIMアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成30年2月9日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	974,522,962	11.67
	香港	3,520,237,917	42.14
	シンガポール	337,164,668	4.04
	マレーシア	45,988,954	0.55
	タイ	156,192,768	1.87
	フィリピン	46,964,548	0.56
	インドネシア	441,908,360	5.29
	韓国	740,537,692	8.86
	台湾	720,576,605	8.63
	中国	297,325,392	3.56
	インド	942,350,983	11.28
	小計	8,223,770,849	98.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	130,148,274	1.56
合計(純資産総額)		8,353,919,123	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成30年2月9日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	GIMアジア・成長株・マザーファン ド(適格機関投資家限定)	1,988,038,481	4.5161	8,978,230,100	4.2021	8,353,936,501	100.06

(参考) GIMアジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成30年2月9日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	-----	----	-----	----	-----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	123,200	6,257.68	770,946,792	5,849.18	720,619,469	8.63
2	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,482	247,406.24	614,062,307	229,310.00	569,147,420	6.81
3	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMI CONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	615,000	901.39	554,358,132	884.83	544,173,525	6.51
4	アメリカ	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	ソフトウェア・サービス	26,652	20,018.74	533,539,471	18,912.45	504,054,777	6.03
5	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	保険	349,500	1,256.28	439,069,860	1,160.92	405,744,336	4.86
6	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	441,000	946.18	417,268,634	862.34	380,293,704	4.55
7	インド	インド	株式	INDUSIND BANK LIMITED	銀行	98,964	2,836.58	280,719,521	2,857.15	282,755,339	3.38
8	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	2,448,000	114.52	280,354,958	112.47	275,335,373	3.30
9	香港	香港	株式	WH GROUP LIMITED	食品・飲料・タバコ	1,854,000	123.71	229,366,613	126.25	234,075,657	2.80
10	シンガポール	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	106,439	2,143.77	228,181,489	2,184.07	232,470,939	2.78
11	インドネシア	インドネシア	株式	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	銀行	1,086,300	177.20	192,492,360	189.60	205,962,480	2.47
12	香港	中国	株式	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	不動産	506,000	374.54	189,520,626	390.45	197,570,736	2.37
13	香港	香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	耐久消費財・アパレル	287,500	696.59	200,270,448	658.41	189,294,600	2.27
14	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	1,103,000	172.06	189,788,848	160.08	176,568,240	2.11
15	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD-H	銀行	334,500	497.77	166,507,143	473.28	158,312,160	1.90
16	アメリカ	インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	14,825	11,435.95	169,537,977	10,619.06	157,427,659	1.88
17	タイ	タイ	株式	KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	銀行	204,800	792.72	162,349,425	762.66	156,192,768	1.87
18	香港	香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	各種金融	40,870	4,114.75	168,169,914	3,772.31	154,174,718	1.85
19	インド	インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・自動車部品	9,881	15,928.61	157,390,623	15,442.49	152,587,313	1.83
20	インド	インド	株式	ITC LIMITED	食品・飲料・タバコ	324,441	461.80	149,829,959	468.71	152,069,065	1.82
21	インドネシア	インドネシア	株式	PT UNITED TRACTORS TBK	エネルギー	457,100	301.97	138,032,816	310.00	141,701,000	1.70
22	香港	香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	消費者サービス	139,000	908.32	126,256,832	931.94	129,540,216	1.55
23	香港	中国	株式	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	耐久消費財・アパレル	124,000	1,081.78	134,141,738	1,027.29	127,384,704	1.52
24	アメリカ	中国	株式	JD COM INC-ADR	小売	27,504	5,071.56	139,488,358	4,600.18	126,523,351	1.51
25	インド	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	39,875	3,192.25	127,291,074	3,098.17	123,539,848	1.48
26	台湾	台湾	株式	CHAI LEASE HOLDING CO LTD	各種金融	311,000	358.76	111,577,452	345.03	107,304,330	1.28
27	シンガポール	シンガポール	株式	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	小売	33,800	3,273.81	110,654,879	3,097.44	104,693,729	1.25
28	香港	中国	株式	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	自動車・自動車部品	435,000	243.78	106,044,467	229.95	100,031,904	1.20
29	アメリカ	中国	株式	HUTCHISON CHINA MEDITECH LTD-ADR	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	27,863	4,302.33	119,875,888	3,538.60	98,596,012	1.18
30	インドネシア	インドネシア	株式	PT TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	電気通信サービス	2,930,500	33.58	98,425,516	32.16	94,244,880	1.13

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

(平成30年2月9日現在)

種類	投資比率(%)
----	---------

親投資信託受益証券	100.06
-----------	--------

（参考）G I Mアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）

（平成30年2月9日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	3.81
		素材	1.63
		資本財	0.96
		自動車・自動車部品	3.02
		耐久消費財・アパレル	6.22
		消費者サービス	2.60
		小売	2.77
		食品・飲料・タバコ	5.34
		家庭用品・パーソナル用品	0.69
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.18
		銀行	19.06
		各種金融	4.41
		保険	10.38
		不動産	2.37
		ソフトウェア・サービス	14.66
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10.35
		電気通信サービス	1.13
公益事業	0.54		
半導体・半導体製造装置	7.32		
合計			98.44

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）運用実績

純資産の推移

平成30年2月9日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
32期	(平成20年7月18日)	10,799	10,840	1.3309	1.3359
33期	(平成21年1月19日)	5,423	5,462	0.6961	0.7011
34期	(平成21年7月21日)	8,697	8,934	1.1038	1.1338
35期	(平成22年1月18日)	9,829	10,065	1.2496	1.2796
36期	(平成22年7月20日)	8,360	8,514	1.0883	1.1083
37期	(平成23年1月18日)	9,785	9,935	1.3097	1.3297
38期	(平成23年7月19日)	8,802	8,802	1.2266	1.2266

39期	(平成24年1月18日)	6,664	6,698	0.9739	0.9789
40期	(平成24年7月18日)	6,673	6,707	0.9833	0.9883
41期	(平成25年1月18日)	7,766	7,883	1.3298	1.3498
42期	(平成25年7月18日)	7,101	7,206	1.3473	1.3673
43期	(平成26年1月20日)	6,733	6,824	1.4804	1.5004
44期	(平成26年7月18日)	6,647	6,736	1.4965	1.5165
45期	(平成27年1月19日)	7,071	7,157	1.6472	1.6672
46期	(平成27年7月21日)	7,139	7,260	1.7700	1.8000
47期	(平成28年1月18日)	5,227	5,307	1.3197	1.3397
48期	(平成28年7月19日)	5,416	5,495	1.3781	1.3981
49期	(平成29年1月18日)	5,562	5,638	1.4555	1.4755
50期	(平成29年7月18日)	6,963	7,037	1.8839	1.9039
51期	(平成30年1月18日)	8,789	8,907	2.2343	2.2643
	平成29年2月末日	5,867	-	1.5344	-
	平成29年3月末日	6,108	-	1.6081	-
	平成29年4月末日	6,264	-	1.6616	-
	平成29年5月末日	6,535	-	1.7399	-
	平成29年6月末日	6,746	-	1.8175	-
	平成29年7月末日	6,924	-	1.8627	-
	平成29年8月末日	7,109	-	1.9158	-
	平成29年9月末日	7,147	-	1.9502	-
	平成29年10月末日	7,515	-	2.0638	-
	平成29年11月末日	7,934	-	2.1536	-
	平成29年12月末日	8,101	-	2.1880	-
	平成30年1月末日	8,917	-	2.2237	-
	平成30年2月9日	8,348	-	2.0772	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
32期	0.0050
33期	0.0050
34期	0.0300
35期	0.0300
36期	0.0200
37期	0.0200
38期	0.0000
39期	0.0050
40期	0.0050
41期	0.0200
42期	0.0200
43期	0.0200
44期	0.0200
45期	0.0200
46期	0.0300
47期	0.0200

48期	0.0200
49期	0.0200
50期	0.0200
51期	0.0300

収益率の推移

期	収益率（％）
32期	15.8
33期	47.3
34期	62.9
35期	15.9
36期	11.3
37期	22.2
38期	6.3
39期	20.2
40期	1.5
41期	37.3
42期	2.8
43期	11.4
44期	2.4
45期	11.4
46期	9.3
47期	24.3
48期	5.9
49期	7.1
50期	30.8
51期	20.2

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
32期	210,945,093	990,538,189	8,114,155,044
33期	220,481,015	543,107,286	7,791,528,773
34期	338,704,053	250,501,127	7,879,731,699
35期	374,856,377	388,540,267	7,866,047,809
36期	310,737,462	494,296,124	7,682,489,147
37期	357,611,836	568,437,447	7,471,663,536
38期	222,876,935	518,337,173	7,176,203,298
39期	133,887,253	466,960,841	6,843,129,710
40期	170,659,424	227,110,909	6,786,678,225
41期	146,362,057	1,093,053,953	5,839,986,329
42期	205,170,026	774,577,768	5,270,578,587
43期	150,005,169	871,828,788	4,548,754,968

44期	109,789,690	216,391,097	4,442,153,561
45期	103,343,208	252,238,111	4,293,258,658
46期	92,496,583	352,247,602	4,033,507,639
47期	106,162,227	178,216,749	3,961,453,117
48期	101,926,273	132,693,488	3,930,685,902
49期	97,209,927	206,300,935	3,821,594,894
50期	100,259,603	225,672,851	3,696,181,646
51期	501,362,159	263,599,943	3,933,943,862

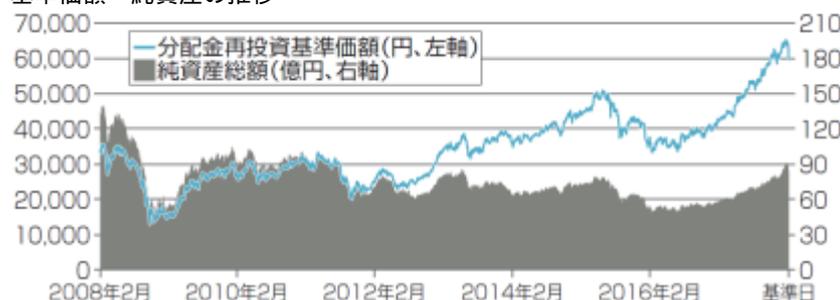
(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2018年2月9日	設定日	1991年7月19日
純資産総額	83億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
47期	2016年1月	200
48期	2016年7月	200
49期	2017年1月	200
50期	2017年7月	200
51期	2018年1月	300
	設定来累計	11,990

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	41.5%
インド	13.2%
香港	13.0%
韓国	8.9%
台湾	8.6%
その他	13.3%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
香港ドル	42.2%
米ドル	11.7%
インドルピー	11.3%
韓国ウォン	8.9%
新台湾ドル	8.6%
その他	15.8%

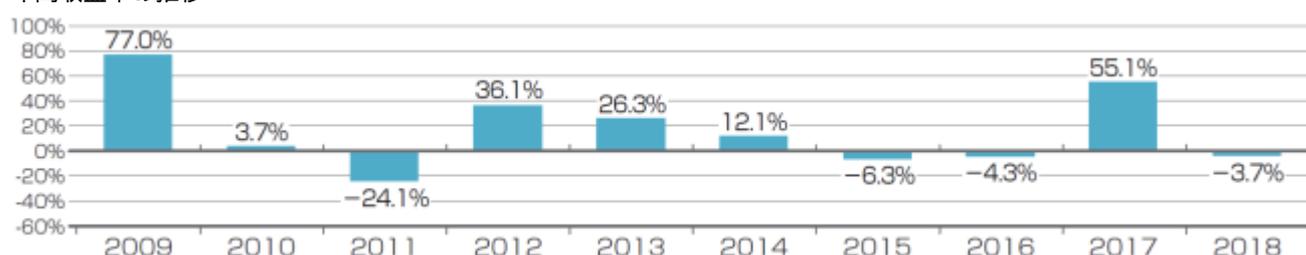
業種別構成状況

業種	投資比率 2
銀行	19.1%
ソフトウェア・サービス	14.7%
保険	10.4%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10.4%
半導体・半導体製造装置	7.3%
その他	36.6%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国*1	通貨	業種	投資比率*2
1	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	8.6%
2	サムスン電子	韓国	韓国ウォン	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.8%
3	台湾積体回路製造	台湾	新台湾ドル	半導体・半導体製造装置	6.5%
4	アリババ・グループ・ホールディング	中国	米ドル	ソフトウェア・サービス	6.0%
5	中国平安保険（集団）	中国	香港ドル	保険	4.9%
6	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	4.6%
7	インダスインド銀行	インド	インドルピー	銀行	3.4%
8	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	3.3%
9	万洲国際	香港	香港ドル	食品・飲料・タバコ	2.8%
10	DBSグループ・ホールディングス	シンガポール	シンガポールドル	銀行	2.8%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = {(年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

* 2018年の年間収益率は前年末営業日から2018年2月9日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、「JPMアジア・成長株・ファンド」です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期計算期間（平成29年7月19日から平成30年1月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPMアジア・成長株・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第50期 (平成29年7月18日現在)	第51期 (平成30年1月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,066,434,011	8,942,870,695
未収入金	2,629,655	11,438,051
流動資産合計	7,069,063,666	8,954,308,746
資産合計	7,069,063,666	8,954,308,746
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	73,923,632	118,018,315
未払解約金	2,629,655	11,438,051
未払受託者報酬	3,344,718	4,098,848
未払委託者報酬	25,173,275	30,486,356
その他未払費用	668,883	819,704
流動負債合計	105,740,163	164,861,274
負債合計	105,740,163	164,861,274
純資産の部		
元本等		
元本	1 3,696,181,646	1 3,933,943,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,267,141,857	4,855,503,610
（分配準備積立金）	2,712,156,451	3,764,169,738
元本等合計	6,963,323,503	8,789,447,472
純資産合計	6,963,323,503	8,789,447,472
負債純資産合計	7,069,063,666	8,954,308,746

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第50期 (自 平成29年 1月19日 至 平成29年 7月18日)	第51期 (自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月18日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,721,496,330	1,438,407,043
営業収益合計	1,721,496,330	1,438,407,043
営業費用		
受託者報酬	3,344,718	4,098,848
委託者報酬	1 25,173,275	1 30,486,356
その他費用	668,883	830,504
営業費用合計	29,186,876	35,415,708
営業利益又は営業損失（ ）	1,692,309,454	1,402,991,335
経常利益又は経常損失（ ）	1,692,309,454	1,402,991,335
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,692,309,454	1,402,991,335
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	48,728,569	46,520,968
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,740,750,555	3,267,141,857
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,762,128	584,453,553
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,762,128	584,453,553
剰余金減少額又は欠損金増加額	103,028,079	234,543,852
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	103,028,079	234,543,852
分配金	2 73,923,632	2 118,018,315
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,267,141,857	4,855,503,610

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第50期 (平成29年7月18日現在)	第51期 (平成30年1月18日現在)
1期首元本額	3,821,594,894円	3,696,181,646円
期中追加設定元本額	100,259,603円	501,362,159円
期中一部解約元本額	225,672,851円	263,599,943円
受益権の総数	3,696,181,646口	3,933,943,862口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.8839円 (18,839円)	2.2343円 (22,343円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第50期 (自平成29年1月19日 至平成29年7月18日)	第51期 (自平成29年7月19日 至平成30年1月18日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	-	平成29年10月14日より純資産総額に年率0.0075%を乗じて得た額
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	73,683,094円	31,239,868円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	638,682,235円	1,325,230,499円
収益調整金額	1,898,929,081円	2,382,229,026円
分配準備積立金額	2,073,714,754円	2,525,717,686円
当ファンドの分配対象収益額	4,685,009,164円	6,264,417,079円
当ファンドの期末残存口数	3,696,181,646口	3,933,943,862口
1万口当たり収益分配対象額	12,675.26円	15,924.01円
1万口当たり分配金額	200.00円	300.00円
収益分配金金額	73,923,632円	118,018,315円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容およびそのリスク	<p>当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。</p> <p>G I Mアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）</p> <p>親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は平成29年10月13日までは次のとおりです。</p> <p>(1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。</p> <p>(2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。</p> <p>当ファンドは平成29年10月14日より運用を外部委託しており、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <p>(1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。</p> <p>(2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。</p> <p>(3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。</p>

金融商品の時価等に関する事項

	各計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>(2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第50期 (平成29年7月18日現在)	第51期 (平成30年1月18日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

親投資信託受益証券	1,674,197,932	1,399,414,730
合計	1,674,197,932	1,399,414,730

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表(平成30年1月18日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	GIMアジア・成長株・マザーファンド (適格機関投資家限定)	1,979,737,602	8,942,870,695	
合計			1,979,737,602	8,942,870,695	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「GIMアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「GIMアジア・成長株・マザーファンド（適格機関投資家限定）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成29年7月18日現在）	（平成30年1月18日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		79,658,405	392,992,201
コール・ローン		3,729,941	192,243,187
株式		6,919,181,436	8,402,103,806
派生商品評価勘定		651,879	2,867
未収入金		53,220,682	91,112,163
未収配当金		26,811,420	-
流動資産合計		7,083,253,763	9,078,454,224
資産合計		7,083,253,763	9,078,454,224
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		67,935	-
未払金		14,183,284	124,163,315
未払解約金		2,629,655	11,438,051
未払利息		8	474
流動負債合計		16,880,882	135,601,840
負債合計		16,880,882	135,601,840
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,888,108,270	1,979,737,602
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		5,178,264,611	6,963,114,782
元本等合計		7,066,372,881	8,942,852,384
純資産合計		7,066,372,881	8,942,852,384
負債純資産合計		7,083,253,763	9,078,454,224

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
--	-----------

1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によるものが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成29年7月18日現在)	(平成30年1月18日現在)
1期首元本額	1,987,714,457円	1,888,108,270円
期中追加設定元本額	51,133,275円	251,544,554円
期中解約元本額	150,739,462円	159,915,222円
元本の内訳（注）		
JPMアジア・成長株・ファンド	1,888,108,270円	1,979,737,602円
合計	1,888,108,270円	1,979,737,602円
受益権の総数	1,888,108,270口	1,979,737,602口
1口当たりの純資産額	3.7426円	4.5172円
（1万口当たりの純資産額）	（37,426円）	（45,172円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <p>(1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。</p> <p>(2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。</p>

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成29年7月18日現在)	(平成30年1月18日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	1,457,610,828	1,289,428,677
合計	1,457,610,828	1,289,428,677

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成29年7月18日現在)				(平成30年1月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	7,104,049	-	7,038,879	65,170	21,000,000	-	21,002,867	2,867
	売建								
	アメリカドル	107,000,000	-	106,419,288	580,712	-	-	-	-
	香港ドル	7,104,049	-	7,035,647	68,402	-	-	-	-
合計		121,208,098	-	120,493,814	583,944	21,000,000	-	21,002,867	2,867

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表(平成30年1月18日現在)

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	CHINA LODGING GROUP LTD-SPON ADS-ADR	4,978	148.92	741,323.76	
	JD COM INC-ADR	26,797	46.61	1,249,008.17	
	HUTCHISON CHINA MEDITECH LTD-ADR	27,146	39.52	1,072,809.92	
	HDFC BANK LTD-ADR	14,444	105.01	1,516,764.44	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	25,967	183.83	4,773,513.61	
	NETEASE INC-ADR	2,449	324.40	794,455.60	
	小計	銘柄数:	6		10,147,875.50
				(1,129,762,979)	
	組入時価比率:	12.6%		13.4%	
香港ドル	CNOOC LTD	1,075,000	12.36	13,287,000.00	
	BOC AVIATION LIMITED	129,600	45.00	5,832,000.00	
	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	424,000	17.52	7,428,480.00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	121,000	77.60	9,389,600.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	255,000	50.00	12,750,000.00	
	WH GROUP LIMITED	1,664,500	8.88	14,780,760.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	2,069,000	8.19	16,945,110.00	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	418,000	35.70	14,922,600.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	46,170	295.60	13,647,852.00	
	AIA GROUP LTD	448,000	68.00	30,464,000.00	
	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	354,000	90.10	31,895,400.00	
	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	350,000	26.35	9,222,500.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	120,000	449.00	53,880,000.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	32,500	140.30	4,559,750.00	
	KINGBOARD CHEMICAL HOLDINGS LIMITED	115,500	45.70	5,278,350.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	166,000	24.50	4,067,000.00	
小計	銘柄数:	16		248,350,402.00	
				(3,536,509,724)	

	組入時価比率：	39.5%		42.0%
シンガポールドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	26,300	39.84	1,047,792.00
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	95,739	26.21	2,509,319.19
小計	銘柄数：	2		3,557,111.19
				(298,548,342)
	組入時価比率：	3.3%		3.6%
タイパーツ	KASI KORN BANK PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	241,500	232.00	56,028,000.00
小計	銘柄数：	1		56,028,000.00
				(194,977,440)
	組入時価比率：	2.2%		2.3%
インドネシアルピア	PT UNITED TRACTORS TBK	490,300	37,700.00	18,484,310,000.00
	PT BANK CENTRAL ASIA TBK	1,183,000	22,150.00	26,203,450,000.00
	PT TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	2,855,100	4,200.00	11,991,420,000.00
小計	銘柄数：	3		56,679,180,000.00
				(476,105,112)
	組入時価比率：	5.3%		5.7%
韓国ウォン	COWAY CO LTD	5,014	98,000.00	491,372,000.00
	LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE LTD	814	1,233,000.00	1,003,662,000.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	2,452	2,481,000.00	6,083,412,000.00
	SK HYNIX INC	3,917	74,100.00	290,249,700.00
小計	銘柄数：	4		7,868,695,700.00
				(820,704,961)
	組入時価比率：	9.2%		9.8%
新台湾ドル	CHAILEASE HOLDING CO LTD	263,000	96.70	25,432,100.00
	LARGAN PRECISION COMPANY LIMITED	9,000	3,980.00	35,820,000.00
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	537,000	242.00	129,954,000.00
小計	銘柄数：	3		191,206,100.00
				(718,934,936)
	組入時価比率：	8.0%		8.6%
インドルピー	UPL LTD	58,432	780.75	45,620,784.00
	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	9,627	9,313.90	89,664,915.30
	ITC LIMITED	219,695	266.05	58,449,854.75
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	29,186	1,858.35	54,237,803.10
	INDUSIND BANK LIMITED	102,228	1,657.45	169,437,798.60
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE CO LTD	38,443	1,505.10	57,860,559.30
	HDFC STANDARD LIFE INSURANCE COMPANY LIM	101,512	478.40	48,563,340.80
	HCL TECHNOLOGIES LIMITED	16,191	952.85	15,427,594.35
小計	銘柄数：	8		539,262,650.20
				(949,102,264)
	組入時価比率：	10.6%		11.3%
オフショア元	HANGZHOU ROBAM APPLIANCES COMPANY LTD-A	96,100	51.90	4,987,590.00
	MIDEA GROUP CO LTD-A	66,400	58.75	3,901,000.00
	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL TECHNOLOGY-A	121,500	41.36	5,025,240.00
	SHENZHEN SUNWAY COMMUNICATION CO-A	49,000	43.73	2,142,770.00
小計	銘柄数：	4		16,056,600.00
				(277,458,048)
	組入時価比率：	3.1%		3.3%
合計				8,402,103,806

				(8,402,103,806)	
--	--	--	--	-----------------	--

(注)各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成30年2月9日現在)

種類	金額	単位
資産総額	8,360,769,546	円
負債総額	11,777,312	円
純資産総額(-)	8,348,992,234	円
発行済口数	4,019,397,342	口
1口当たり純資産額(/)	2.0772	円

(参考) G I M アジア・成長株・マザーファンド(適格機関投資家限定)

(平成30年2月9日現在)

種類	金額	単位
資産総額	8,522,964,803	円
負債総額	169,045,680	円
純資産総額(-)	8,353,919,123	円
発行済口数	1,988,038,481	口
1口当たり純資産額(/)	4.2021	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成29年8月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成30年2月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成30年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成29年8月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	75	761,706
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	59	2,755,758
総合計	134	3,517,464
親投資信託	53	-

（注）百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。 ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	75	986,042
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	59	3,501,813
総合計	134	4,487,855
親投資信託	52	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第28期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			9,581,999	
前払費用			62,102	
未収入金			22,393	
未収委託者報酬			2,227,564	
未収収益			1,319,520	
関係会社短期貸付金			3,753,000	
その他			7,722	
流動資産計			16,974,304	84.8
固定資産				
投資その他の資産			3,049,544	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		2,345,886		
敷金保証金		568,627		
前払年金費用		55,530		
その他		19,500		
固定資産計			3,049,544	15.2
資産合計			20,023,848	100.0

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			89,221	
未払金			1,693,404	
未払手数料		1,077,792		
その他未払金	1	615,612		
未払費用			579,092	
未払法人税等			415,840	
賞与引当金			1,174,284	
役員賞与引当金			29,581	
流動負債計			3,981,424	19.9
固定負債				
長期未払金			287,017	
賞与引当金			516,368	
役員賞与引当金			262,942	
繰延税金負債			5,701	
固定負債計			1,072,029	5.3
負債合計			5,053,454	25.2

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,739,480	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,705,803		
株主資本計			14,957,480	74.7
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			12,914	
評価・換算差額等計			12,914	0.1
純資産合計			14,970,394	74.8
負債・純資産合計			20,023,848	100.0

(2) 中間損益計算書

		第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,647,543	
運用受託報酬			2,797,697	
業務受託報酬			483,755	
その他			204,119	
営業収益計			9,133,115	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,053,570	
支払手数料		2,731,918		
調査費		970,987		
その他営業費用		350,664		
一般管理費			4,920,250	
営業費用・一般管理費計			8,973,821	98.3
営業利益			159,294	1.7
営業外収益	1	23,965		
営業外収益計			23,965	0.3
営業外費用	2	25,163		
営業外費用計			25,163	0.3
経常利益			158,096	1.7
税引前中間純利益			158,096	1.7
法人税、住民税及び事業税			506,933	5.5
中間純損失			348,837	3.8

重要な会計方針

項目	第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
1	営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取利息 7,003
2	営業外費用のうち主要なもの (千円) 為替差損 21,098

（リース取引関係）

第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	672,813 千円
1年超	1,682,788 千円
合計	2,355,602 千円

（金融商品関係）

第28期中間会計期間末（平成29年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,581,999	9,581,999	-
(2) 未収委託者報酬	2,227,564	2,227,564	-
(3) 未収収益	1,319,520	1,319,520	-
(4) 関係会社短期貸付金	3,753,000	3,753,000	-
(5) 投資有価証券	2,345,886	2,345,886	-
(6) 敷金保証金	568,627	567,508	1,118
資産計	19,796,599	19,795,480	1,118
(1) 未払手数料	1,077,792	1,077,792	-
(2) その他未払金	615,612	615,612	-
(3) 未払費用	579,092	579,092	-
(4) 長期未払金	287,017	286,416	600
負債計	2,559,513	2,558,913	600

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第28期中間会計期間末（平成29年9月30日）

1 . 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2 . その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	2,345,868	2,327,250	18,618
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	18	20	1
合計		2,345,886	2,327,270	18,616

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第28期中間会計期間（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日）

1．サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,647,543	2,797,697	483,755	204,119	9,133,115

2．地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	その他	合計
6,755,530	958,767	1,418,817	9,133,115

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	958,767	資産運用業

(1株当たり情報)

第28期中間会計期間 (自平成29年 4 月 1 日 至平成29年 9 月30日)	
1株当たり純資産額	266,069円39銭
1株当たり中間純損失()	6,199円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失 ()	348,837千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失 ()	348,837千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

< 訂正前 >

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成29年3月末現在）
 （以下略）

< 訂正後 >

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成29年9月末現在）
 （以下略）

(2) 販売会社

原届出書「第三部 ファンド情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」の(2)販売会社 について、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

	名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
3	野村證券株式会社	10,000百万円 (平成30年1月末現在)	同 上
4	松井証券株式会社	11,945百万円	同 上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMアジア・成長株・ファンドの平成29年7月19日から平成30年1月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMアジア・成長株・ファンドの平成30年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月8日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。